

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償等請求事件

原 告 千葉勝 外2名

被 告 恵庭市 外2名

報 告 書

2025(令和7)年1月17日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

弁 護 士 中 島 哲

第1 2008(平成20)年2月13日に、知的障害をもつ男女4人が住み込みで働いていた食堂で虐待を受けたとして食堂等に対して損害賠償請求を起こした、いわゆる三丁目食堂事件がマスコミで大々的に報道され、翌2009(平成21)年には、同食堂の運営会社が加入していた社団法人・札幌市知的障害者職親会が解散に至っていることと、これら一連の報道によって、被告恵庭市が主張するような「いわば里親」という存在は社会的に許容されるものではないことが公知の事実となっていたことについて、当時の新聞記事を提出します。

第2 提出する新聞記事は以下のとおりです。

| 住み込み勤務の知的障害者4人*「給与、年金詐取された」*札幌*4500万円賠償求め提訴へ*雇用の食堂側*「生活費で持ち出し」
2008/02/13(水) 北海道新聞朝刊全道(社会) 切抜 35ページ 961文字

2 紿与不払い＊知的障害者4人提訴

2008/02/14 (木) 北海道新聞朝刊全道(社会) 切抜 33ページ 556文字

3 知的障害者年金横領で札幌市＊「経営者から事情聞いていた」＊対応遅れ

陳謝と釈明＊市議会委＊被害者の主張否定も

2008/02/27 (水) 北海道新聞朝刊地方(札幌市内) 切抜 写真 29ページ 8
36文字

4 紿与不払い＊過酷労働 7年前察知＊札幌市＊面談記録を放置

2008/03/05 (水) 北海道新聞夕刊全道(社会) 切抜 13ページ 610文字

5 障害者給与未払い＊市に謝罪要求

2008/03/07(金) 北海道新聞朝刊地方(札幌市内) 切抜 35ページ 236文
字

6 人権と平和、守ろう＊障害者と眞の共生を＊三丁目食堂問う勉強会

2008/03/10 (月) 北海道新聞朝刊地方(札幌市内) 切抜 30ページ 356文
字

7 <追跡「三丁目食堂」 憲法25条生存権は>上＊居場所＊ひどい暮らし
疑わず

2008/04/30(水) 北海道新聞朝刊全道(社会) 図表 切抜 27ページ 1270
文字

8 <追跡「三丁目食堂」 憲法25条生存権は>中＊受け皿＊生活支援 置き
去りに

2008/05/01(木) 北海道新聞朝刊全道(社会) 図表 切抜 32ページ 1203
文字

9 <追跡「三丁目食堂」 憲法25条生存権は>下＊不作為＊声上げねば支援
せず

2008/05/02(金) 北海道新聞朝刊全道(社会) 図表 切抜 32ページ 1200
文字

10 権利侵害＊知的障害者 静かなる怒り＊三丁目食堂問題 札幌で育成会大会＊

「人として認めてない」「なぜ、助けなかった」

2008/09/22(月) 北海道新聞朝刊全道(生活・くらし) 切抜 17ページ 1815文字

11 【続報注意】三丁目食堂＊「きちんと刑事責任を」＊障害者支援団体＊札幌地検に告発状

2009/02/14(土) 北海道新聞朝刊全道(社会) 切抜 34ページ 712文字

12 札幌職親会解散＊「三丁目食堂」問題で

2009/03/12 (木) 北海道新聞朝刊全道(社会) 切抜 28ページ 301文字

13 札幌職親会 3月に解散＊障害者雇用の経験引き継げ＊働く場、公的支援まだ不足＊新たな組織づくりの動きも

2009/04/12 (日) 北海道新聞朝刊全道(生活・くらし) 切抜 写真 17ページ 1351文字

14 【続報注意】札幌地検＊障害者らの告発受理＊三丁目食堂問題＊「経営者に詐欺容疑」

2009/05/23(土) 北海道新聞朝刊全道(社会) 切抜 31ページ 986文字

15 【続報注意】元経営者の起訴求め札幌検審に申し立て＊三丁目食堂問題

2009/10/21(水) 北海道新聞朝刊全道(社会) 切抜 27ページ 374文字

16 【続報注意】<暮らし今日・明日 2009取材メモから>5＊障害者の権利＊当たり前の生活求め提訴

2009/12/24 (木) 北海道新聞朝刊全道(生活・くらし) 切抜 10ページ 1008文字

17 元従業員4人に650万円＊「三丁目食堂」訴訟が和解＊札幌地裁

2011/02/28 (月) 北海道新聞夕刊全道(社会) 切抜 11ページ 676文字

以上

住み込み勤務の知的障害者4人＊「給与、年金詐取された」＊札幌＊4500万円賠償求め提訴へ＊雇用の食堂側＊「生活費で持ち出し」

2008/02/13 (水) 北海道新聞朝刊全道(社会) 切抜 35ページ 961文字

札幌市内の食堂で働いていた知的障害者四人が、長年にわたり給与と障害者年金を食堂経営者らに詐取されたとして、食堂を経営する札幌の会社などを相手取り、約四千五百万円の損害賠償を求める訴えを十三日、札幌地裁に起こす。これに対して食堂側は関係者に「四人の生活費を賄っており、負担の総額は給与を上回っている」などと説明しているという。

同社以外に訴えられるのは、同社が加盟していた札幌の障害者支援団体と空知管内の金融機関。

障害者四人の代理人の西村武彦弁護士によると、四人は昨年までの十三—三十年間、札幌市白石区の食堂に住み込みで勤務。一日十二時間以上働き、休日は月に二日だけだった。この間、同社は少なくとも、一九八九年以降の四人の給与計約六千六百万円を支払わなかつた。住み込みの寮に浴室はなく、四人は銭湯代三百九十円を週一回もらっていただけだという。

また同社は九年、四人の障害者年金の振込先として空知管内の金融機関に四人の名義で口座を開設。しかし、四人は年金を一度も受け取っておらず、同社が無断で全額約二千六百万円を引き出していたという。四人は、本人確認をせずに口座開設を認めたために被害が発生したとして、金融機関にも賠償を求める。

障害者支援団体は、知的障害者の就労を促進する団体で、同社は八九年から加盟。同団体は二〇〇六年度まで、四人が生活する寮を所有しているとして札幌市から年額約二百万円の補助金を受けていた。四人は「寮の運営責任者なのに、長時間労働や不衛生な環境などの問題を長年放置した責任がある」としている。

この問題は、札幌の弁護士らが昨年一月に行った障害者の家族向け電話相談で発覚。九八年以前の給与不払いや年金着服を含めると、四人の被害総額は一億数千万円に上るという。時効などの問題があるため、請求額は四千五百万円に絞った。

一方、食堂を経営していた会社側は関係者に「四人の住み込みの生活費は給与を上回っており、実質的には持ち出しになっている」などと説明しているという。

訴える側の西村弁護士は「この会社は障害者を積極的に雇う社会的企業を装っていたが、実際は奴隸扱いしていた。実態に気付かなかった支援団体や福祉行政にも問題がある」と批判している。

同食堂は昨秋ごろに営業を停止し、現在は建物も取り壊されている。

COPYRIGHT © The Hokkaido Shimbun Press.

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は、北海道新聞社またはその情報提供者に帰属します。また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。

給与不払い＊知的障害者4人提訴

2008/02/14 (木) 北海道新聞朝刊全道(社会) 切抜 33ページ 556文字

札幌市内の食堂で働いていた知的障害者四人が、給与を支払われなかつたうえ、障害者年金を横領されたとして、食堂経営会社の「商事洋光」（札幌）などを相手取り、約四千五百万円の損害賠償を求める訴えを十三日、札幌地裁に起こした。

訴えたのは道内に住む三十五—五十一歳の女性三人と三十二歳の男性。訴えられたのは同社のほか、障害者支援団体の「札幌市知的障害者職親会」（札幌）と北門信金（滝川）。

訴状によると、四人は昨年までの十三—三十年間、商事洋光が経営する札幌市白石区の「三丁目食堂」に住み込みで勤務。一日十二時間以上働き、休日は月に二日だけだった。一九八九年以降、給与を一度も受け取っておらず、総額は約六千六百万円に上るという。

住み込みの寮は同食堂の二階などにあり、職親会が運営していた。また、同社は九九年、四人の障害者年金の振込先として四人名義の口座を北門信金に開設。以降、無断で全額計約二千六百万円を引き出したという。

食堂は昨年十一月ごろに営業を停止し、商事洋光の経営者らは現在、連絡が取れない状態。同社は八九年から職親会に加盟していた。職親会は「（障害者に適切に対応していると）商事洋光を信用していた。今後の対応は訴状をよく読んで検討する」とし、北門信金は「訴状を見ていないのでコメントできない」としている。

COPYRIGHT © The Hokkaido Shimbun Press.

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は、北海道新聞社またはその情報提供者に帰属します。また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。

知的障害者年金横領で札幌市＊「経営者から事情聞いていた」＊対応遅れ 陳謝と釈明＊市議会委＊被害者の主張否定も

2008/02/27 (水) 北海道新聞朝刊地方(札幌市内) 切抜 写真 29ページ 836文字

札幌市白石区の食堂で働いていた知的障害者四人が、給与を支払われなかつたうえ、障害者年金などを横領されたとして、食堂の経営会社などに損害賠償を求める訴えを札幌地裁に起こした問題で、札幌市議会厚生委員会は二十六日、集中審議を行つた。市は障害者が過酷な労働環境にあるとの疑いを持ちながら、迅速に対応しなかつたことについて「おわびする」と陳謝したが、「経営者から事情は聞いていた」などと釈明。提訴後に行つた聞き取りで「障害者は『働いている時間はあまりなかつた』と言つてはいる」などと、障害者側の訴訟での主張を事実上否定する発言もあり、あらためて論議を呼びそうだ。（郡義之）

市は、療育手帳更新時に原告のうち三人と面談し、労働条件などに疑義を持った二〇〇六年十月から、食堂経営者の横領の疑いが発覚し、障害者を保護した昨年六月までの対応を報告。保護まで八カ月かかつたことについて、岡田寿・障がい福祉担当部長は「情報をつかんだ時に、迅速に動くことが必要だった。深刻さを察知する意識が十分でなかつた」と述べた。

一方で、この間、女性経営者から数回事情を聴いたり、四人の弁護士と情報交換を行つたりしたことを明らかにし、八カ月間何も対応しなかつたとの「不作為」を否定。「調査のための法的根拠を関係部局で検討していた」などと、対応の遅れを釈明した。

また、市が今月十三日の提訴後に行つた聞き取りで、障害者が「働いている時間はあまりなかつた」「衣服に不自由しなかつた」などと話していたと説明。障害者側の《1》一日十二時間以上働き、休日は月に二日だけだった《2》会社は奴隸扱いをしていたーなどの主張を事実上否定し、市の責任を軽くするためともとれる発言を繰り返した。

食堂の経営会社は、障害者が暮らす寮を運営する社団法人「札幌市知的障害者職親会」を通じ、市から一九九三一二〇〇五年度に計約二千七百万円の補助金を受けていた。

【写真説明】市議会厚生委で頭を下げる市保健福祉局の幹部。陳謝後には釈明が続いた

COPYRIGHT © The Hokkaido Shimbun Press.

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は、北海道新聞社またはその情報提供者に帰属します。また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。

給与不払い＊過酷労働 7年前察知＊札幌市＊面談記録を放置

2008/03/05 (水) 北海道新聞夕刊全道(社会) 切抜 13ページ 610文字

札幌市白石区の「三丁目食堂」で働いていた知的障害者四人が、「無報酬のまま働かされた」などとして同食堂の経営会社などを提訴した問題で、札幌市が障害者の過酷な労働実態の一部を二〇〇一年八月には把握していたことが五日、分かった。

市は二月十三日の提訴後、同食堂の労働環境に疑問をもったのは「〇六年十月」だったと説明。その上で、同食堂の経営者から事情を聴いたのはその八カ月後だったとして、対応の遅れを謝罪していた。

しかし、あらためて内部調査したところ「〇一年八月」時点での把握が判明したという。

市によると、市知的障害者更生相談所は〇一年八月、療育手帳の更新の際に四人のうち一人と面談。担当職員は、この障害者に疲労がみられたことなどから、長時間労働などを疑い、文書に記録した。この後、職員は白石区役所に調査を依頼したが「問題なし」と判断され、救済策などは講じられなかった。

市は、当時の区役所の対応について「関係者の記憶があいまいで、詳細な文書が残っておらず、分からぬ」としている。

訴えによると、四人は三十二～五十一歳の男女で、昨年まで十三～三十一年間、同食堂に勤務。一日十時間を超す長時間労働のもと、無報酬のまま、衣類なども満足に与えられない状態が続いたとしている。

〇一年に迅速な対応をとつていれば被害の拡大を防げた可能性もあり、市障がい福祉課は「当時、問題の深刻さを十分に把握できず、申し訳ない」と謝罪している。

COPYRIGHT © The Hokkaido Shimbun Press.

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は、北海道新聞社またはその情報提供者に帰属します。また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。

障害者給与未払い＊市に謝罪要求

2008/03/07 (金) 北海道新聞朝刊地方(札幌市内) 切抜 35ページ 236文字

札幌市白石区の「三丁目食堂」で働いていた知的障害者四人が、「無報酬のまま働かされた」などとして同食堂の経営会社などを提訴した問題で、市内の障害者団体「ピープルファースト北海道」（土本秋夫会長）は六日、市に対し、四人に直接謝罪することなどを求める要求書を提出した。

同団体は、市が過酷な労働実態の一部を二〇〇一年八月に把握していながら、抜本対策を講じなかつた姿勢を問題視。土本会長は「今回の問題は人ごとではない。無責任な対応しかしない市に、抗議していきたい」と話している。

COPYRIGHT © The Hokkaido Shimbun Press.

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は、北海道新聞社またはその情報提供者に帰属します。また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。

人権と平和、守ろう＊障害者と真の共生を＊三丁目食堂問う勉強会

2008/03/10 (月) 北海道新聞朝刊地方(札幌市内) 切抜 30ページ 356文字

札幌市内の「三丁目食堂」で働いていた知的障害者四人が、「無報酬で長時間労働を強いられた」などと経営側を提訴した問題で、障害者グループ「札幌みんなの会」は九日、西区の市生涯学習総合センターで、勉強会「自分たちの人権って何だろう？」を開いた=写真=。

障害者や保護者、施設関係者ら約五十人が出席。提訴した四人の代理人、西村武彦弁護士は一連の経緯などを説明し、「この問題を突破口に、知的障害者が地域で生きていける社会を実現していきたい」と話した。

勉強会では、障害者の相談・支援業務を行っている機関や事業所を一覧にした資料も配布した。

「みんなの会」の三浦正春会長は「三丁目食堂問題を見過ごすわけにはいかない。こうした事案があることを仲間に知らせ、一步一步改善に向けて進んでいきたい」と口元を引き締めた。（宮崎徹哉）

COPYRIGHT © The Hokkaido Shimbun Press.

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は、北海道新聞社またはその情報提供者に帰属します。また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。

＜追跡「三丁目食堂」　憲法25条生存権は＞上＊居場所＊ひどい暮らし　疑わ ず

2008/04/30 (水) 北海道新聞朝刊全道(社会) 図表 切抜 27ページ 1270文字

知的障害者四人が、十一三十年にわたり給与も払われず働いていた札幌市白石区の「三丁目食堂」。憲法二五条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（生存権）を有するとしながら、なぜそのような現実が見過ごされてきたのか。憲法記念日を前に考えたい。

見渡す限り畠や山林が広がるオホーツク海近くの小さな町。四月上旬、町内唯一の知的障害者更生施設を訪れると、昨年六月まで三丁目食堂で働いていた女性（35）がいた。木工製品などを作りに、近くのケアホームから通う。「来たころより体重は少し増えました」。施設長（55）は、そう言った。

女性は中度の知的障害を抱える。道東で生まれ一九九一年に高等養護学校のつてで三丁目食堂に就職。同じ年で同性の知的障害者と食堂二階の六畳間に相部屋で暮らしていた。

めん類や定食を出す二十席ほどの小さな食堂。主な仕事は調理場の清掃や食器洗いだった。当初、月五千円の小遣いがもらえたが、三年ほどで支払われなくなった、という。

四人は昨年六月、弁護士や札幌市に保護された。私物は少なく、持っていた布団は「汚れがひどく、とても使えなかった」（関係者）。十数年間、歯をほとんど磨いていなかった人もいた。

「食堂以外に就職のあてはない。世話になっているのに余計な口は出さん方がいいと…」。女性と離れて暮らす父（71）はいま、悔やむように振り返る。給与の扱いや娘の生活ぶりを、経営者に強く確認することはできなかった。ほかにも知的障害の子を抱え、家で面倒を見ることもできず、地方では仕事も見つからない。

ほかの三人も、複雑な家庭環境などで、地元を離れざるを得ない境遇にあった。「働く場もあり住み込みもできる三丁目食堂は、親にとってはありがたい存在だった」。女性とともに働いていた男性（32）が通った高等養護学校の教頭は話した。

食堂があったのは地下鉄駅からほんの数分の街中。それでも職住一体で暮らす四人に食堂関係者以外との接点はほとんど見当たらない。「見た目は普通だった」「ひどい生活なら逃げ出せばよかった」。都会の中、近所の住民も四人に特別の関心は持たなかった。

女性が通う施設関係者は「みんな他の生活を知らない。権利意識も薄く、ひどい扱いを受けたという認識はないのかもしれない」と話す。四人が行き着いた「居場所」が三丁目食堂だった。女性が時折、口にする食堂の話題は、経営者に連れられて水族館や海水浴に行った楽しい思い出ばかり、という。

憲法二五条がうたう生存権。親元を離れ、声もあげにくい知的障害者たちの権利を支えるのはだれかー。三丁目食堂では、地域も、経営者も、行政も支え手にはならなかった。

◇三丁目食堂問題◇

札幌市白石区の「三丁目食堂」に住み込みで働いていた知的障害者の男女4人が、給与を支払われず、障害者年金も横領されたとして今年2月、経営者らに4500万円の損害賠償を求め札幌地裁に提訴。4人は1日12時間以上働き、休日は月2日、入浴も月2日程度という過酷な生活だったとされる。食堂は昨年10月、閉店した。

COPYRIGHT © The Hokkaido Shimbun Press.

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は、北海道新聞社またはその情報提供者に帰属します。また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。

＜追跡「三丁目食堂」　憲法25条生存権は＞中＊受け皿＊生活支援　置き去りに

2008/05/01 (木) 北海道新聞朝刊全道(社会) 図表 切抜 32ページ 1203文字

「虐待なんかしていない。家族同然の付き合いだった」。給与も払わずに知的障害者を働かせていた札幌市白石区の「三丁目食堂」。経営者の息子（56）は取材に対し、疑惑を振り払うように言った。

食堂は、道北から出てきた女性経営者（81）が一九七五年に開いた。足が不自由な身内がいたことが、障害者を雇用するきっかけだったという。知人や高等養護学校を介し知的障害者を雇い入れ、多い時には従業員十一人のうち障害者が八人を占めたこともあった。

従業員から「ママさん」と呼ばれていた女性。近所の飲食店主は「お盆や年末には従業員の人数分のすし折りを買って振る舞っていた」と振り返る。

店には企業から出前注文も多く、九〇年代半ばまでは一日十五万円ほど売り上げがあった。しかし、バブル崩壊や近隣に飲食店が増え、経営は悪化。二〇〇〇年以降の売り上げは一日三万一五万円に落ち込み、障害者たちに支払われるべき給与や障害者年金が、無断で食堂の運転資金に充てられた。

「四人の生活費はかなりかかっていた」「器具をすぐ壊したり、家出したり、本当に大変だった」。息子は障害者を雇う苦労を繰り返し強調した。だが、四人の生活費にいくらかかったのかを示す帳簿もない。食堂は、四人分で月額二十万円を超える年金や、札幌市から受けていた年間二百万円以上の障害者生活寮運営費補助など、「障害者のおかげで成り立っていたのが実態」（関係者）だった。

補助金は知的障害者を雇用する事業主の団体「札幌職親会」を通じて支払われていた。市の補助要項は「管理人は入寮者の日常生活の指導、援助を行う」と定め、障害者が社会生活を営んでいくための生活支援を求めていた。職親会は職員が年に数回、経営者に就労状況などを聞いていたが「一生懸命雇ってくれていると思っていた。疑いの目で見ていなかった」と小向裕一事務局長は言う。

食堂に卒業生を紹介した高等養護学校関係者も「トラブルになり、卒業生が受け入れられなくなっては困る」と打ち明けた。受け皿確保が優先され、労働条件や生活環境に厳しい目が向けられない障害者雇用の現実が浮かび上がる。

「この子たちは天涯孤独」「ほかに行くところがない」。女性経営者は周囲にそう語っていたという。始まりは善意だったかもしれない。が、着替えや歯磨きも徹底されないなど、生活支援は置き去りにされた。知的障害者更生施設の関係者は「面倒を見てやっている、いいことをやってやっているという意識。そこに権利侵害を生む土壌がある」と話す。

◇障害者雇用◇

従業員56人以上の民間企業に法律で義務づけられているが、道内で法定雇用率1・8%を達成している企業は07年6月現在47・9%で横ばいが続く。北海道労働局によると、06年度は就職希望者約4500人に対し、就職者は1700人。特に知的障害者は、求人で多い軽作業が派遣労働者などに切り替わり、就労の場が減っているという。

COPYRIGHT © The Hokkaido Shimbun Press.

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は、北海道新聞社またはその情報提供者に帰属します。また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。

＜追跡「三丁目食堂」　憲法25条生存権は＞下*不作為*声上げねば支援せず

2008/05/02 (金) 北海道新聞朝刊全道(社会) 図表 切抜 32ページ 1200文字

知的障害者四人が給与、年金を受け取らずに働かされていた「三丁目食堂」。札幌市は、一九九三年から計約二千八百万円の補助金を出しながら、実態を見過ごしてきた。

福祉行政への批判を受け札幌市は四月二十五日、異例の職員研修会を開いた。会場の白石区市コンベンションセンター前では、知的障害者と支援者たち約百人が声を上げた。「もっと当事者の声を聞いて」「アリバイの研修会はいらない」。足早に通り過ぎる市職員への懸命の訴えだった。

市の補助金は、知的障害者を雇う事業主の団体「札幌職親会」を通じ、会員企業が計画書を市に提出する仕組みだ。市はそれを審査し、職親会を通じ交付する。市職員が企業と接する場はない。

「実態把握は、職親会に任せていた」。岡田寿・市障がい福祉担当部長は言う。ただ、職親会は会員企業の会費や寄付金などで成り立つ組織で、約百八十の加盟企業に対し常勤職員は一人。そもそも職親会にチェック機能を期待できたのか。

三丁目食堂問題の発覚は二〇〇六年十月。障害者三人が療育手帳更新のため、市の知的障害者更生相談所を訪れたのがきっかけだ。

相談所ではケースワーカーが障害者と一対一で面談する。「違う仕事がしたくないですか」などと質問をふりながら、普段の生活ぶりなどを聞き取る。三人は、身なりがひどく、つめは黒く汚れていた。就労実態にも不審点が見つかり再調査となった。

しかし、手帳の更新手続きは多くの人が十年に一回。それ以外、自ら行政サービスを利用しない限り、役所との接点はほとんどない。「役所は申請主義。声を上げられない人やサービス自体を知らない人がいても、見て見ぬふりをしている」。障害者団体からはそんな声が漏れる。

問題発覚後、札幌市は約三十カ所の相談窓口の設置など、地域と一体になったきめ細かな支援体制づくりを模索し始めた。ただ、先の研修会では、職員から「いまでも一人で千人に対応している」「数年で異動する人事制度では難しい」と訴える声が相次ぎ、現場の苦悩もにじんだ。

構造改革の大義の下で強調される「自己責任」「自立」。障害者福祉に詳しい田中耕一郎北星学園大教授は「いまの日本は自立できない人や弱い人を切り捨てていく流れがあり、憲法二五条の生存権規定は形骸（けいがい）化している。社会的弱者を守っていくためには障害者差別禁止法などの法整備が必要だ」と訴える。

自立支援の名の下で障害者を就労の場へと押し出す流れが強まる。それは第二の三丁目食堂を生む危うさもはらんでいる。

(報道本部 渡辺玲男、阿部浩二が担当しました)

◇生存権◇

生活保護や年金など社会保障制度の根拠となる人権の一つ。憲法25条の第1項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、第2項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めている。

COPYRIGHT © The Hokkaido Shimbun Press.

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は、北海道新聞社またはその情報提供者に帰属します。また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。

権利侵害＊知的障害者 静かなる怒り＊三丁目食堂問題 札幌で育成会大会＊

「人として認めてない」「なぜ、助けなかった」

2008/09/22 (月) 北海道新聞朝刊全道(生活・くらし) 切抜 17ページ 1815文字

知的障害者が静かに怒っていた。今月中旬、札幌で開かれた知的障害者と家族らによる全日本手をつなぐ育成会の全国大会。権利擁護がテーマの分科会で、札幌で起きた障害者の権利侵害問題が取り上げられ、道内外の障害者が口々に発言した。彼らの思いを紹介したい。
(中原洋之輔)

分科会には約30人が参加。今年2月に知的障害者4人が無給労働を強いられたとして、札幌市白石区の食堂の経営者らを提訴した「三丁目食堂問題」などが議題に上がった。

東京都育成会本人部会副代表の橋本豊さん（56）が「三丁目…」を知ったのは、朝のニュースだった。

「長い人で30年も奴隸のように働かされたと聞いて『え、えー』と思った」。都庁で開かれた会議の場で「東京で起きても不思議じゃない。札幌だけの問題ではない」と都側に確認を求めたという。

さらに、都内のグループホーム（GH）の出来事も紹介した。4人が入居していたが「寮母の料理が毎日同じだったり、自分たちの相談を聞いてくれない」などの理由でGHを飛び出てしまった。

自炊が難しく、地域生活でさまざまな困難に遭遇する障害者にとって、食事の質や相談への対応は、とても重要なことだ。「虐待とは言いにくいかもしれない。でも、これでは人間として認められないと思う」と橋本さんは話した。

北見の施設で生活する女性（32）は、かつての職場の話をした。仕事を頑張ってもほめられず、残業しても残業代は出ず、そんな職場で人間関係に悩んでしまい、せっかくの仕事を辞めてしまった。

この女性は「家でも暗い気分で、家族にも相談できなかった。だから（『三丁目…』などの障害者も）我慢して、我慢して、我慢したと思う」と話した。

これに対し、知的障害者でつくる「さくら会」（東京）の一員の阿部八重子さん（54）は「なぜ周囲の人が助けてあげなかったのか。こんな問題は仲間で解決しましょうよ。署名だって、なんだってできるんだから」と強く訴えた。

分科会で多くの障害者が発言した背景には、全国各地で権利侵害や虐待をめぐる問題が絶えないことがある。

過去約10年間に起きた障害者の権利侵害をめぐる報道のうち、訴訟や関係者の逮捕に結びつくような深刻な事例は「三丁目…」を含めると8件ほどあった=下別表=。2件が札幌で、1、2年に1回はどこかで問題が発覚していることになる。

分科会を司会した北海道医療大の横井寿之教授は「同種の問題を根絶するには、罰則規定を盛り込んだ『虐待防止法』の制定が必要不可欠だ」とする。

暴力はもちろん、賃金未払いや就労差別、公共施設のバリアフリーの問題など、権利侵害を一括規制する必要があるとの指摘だ。

そのためには、障害者自身がもっと声を上げなくてはならない。横井教授は「分科会の論議はもっと活発でもよかった。虐待問題に障害者は怒るべきだし、支援者がそれをしっかり支えるべきだ」と話している。

*全国での主な障害者虐待事件など

▼「サン・グループ事件」（滋賀県） 1996年、元従業員の知的障害者ら18人が障害基礎年金を横領されたり、暴力などの虐待があったとして提訴

▼「水戸・段ボール加工会社虐待事件」（茨城県水戸市） 96年、元従業員の知的障害の女性3人が元社長から暴行、虐待されたなどとして提訴

▼「白河育成園事件」（福島県） 97年、施設入所の知的障害者に対する暴力や薬漬け、親に対する寄付の強要などが明るみに

▼「札幌育成園年金横領問題」（札幌市） 2002年、施設入所の知的障害者が、障害基礎年金を同法人に強制的に寄付させられたなどとして提訴

▼「みひかり園虐待事件」（鹿児島県） 03年、施設入所の知的障害者を殴るなどしたとして、鹿児島県警が前園長を逮捕

▼「カリタスの家虐待事件」（福岡県） 04年、施設入所の知的障害者に、施設長が高温のコーヒーを飲ませるなどの虐待発覚

▼「家具製作会社年金横領事件」（奈良県） 07年、家具製作会社の元社長ら2人が知的障害の元従業員11人の障害基礎年金などを着服したとして、奈良県警が逮捕

▼「三丁目食堂問題」（札幌市） 08年、札幌市白石区の食堂に住み込みで働いていた知的障害の男女4人が、賃金未払いや障害基礎年金を横領されたなどとして、食堂経営者らを提訴

【写真説明】障害者の権利擁護について意見交換した「全日本手をつなぐ育成会全国大会」の分科会＝13日、札幌市

COPYRIGHT © The Hokkaido Shimbun Press.

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は、北海道新聞社またはその情報提供者に帰属します。また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。

【続報注意】三丁目食堂＊「きちんと刑事責任を」＊障害者支援団体＊札幌地検に告発状

2009/02/14 (土) 北海道新聞朝刊全道(社会) 切抜 34ページ 712文字

札幌市白石区の「三丁目食堂」で勤務していた知的障害者四人が、過酷な労働を強いられ、給与などを横領されたとされる問題で、札幌の障害者支援団体の代表らは十三日、食堂経営者だった女性（80）を、詐欺と監禁、労働基準法違反の容疑で札幌地検に告発した。

札幌地検は内容を検討した上で、受理するかどうか決める。

告発状を提出したのは、札幌の障害者支援団体の土本秋夫会長ら道内外の障害者と支援者二十二人。

告発状によると、女性経営者は一九九四年から食堂が閉店した二〇〇七年にかけて、四人を食堂に隣接する寮に監禁し、賃金計約六千六百万円を支払わなかつたほか、障害者基礎年金計約三千五百万円（推計）をだまし取つた疑いがあるとしている。

告発状提出後、札幌市内で記者会見した土本会長や告発人代理人の八木宏樹弁護士（札幌）は「悲劇を繰り返さないためにも、きちんと刑事責任を追及したい」と訴えた。

◆続報注意

（注）札幌検察審査会は、監禁や詐欺などの容疑で告発された札幌市白石区の「三丁目食堂」（閉店）の元経営者の女性を不起訴とした札幌地検の処分について「不起訴相当」と議決した。（2010.3.19 朝刊掲載）（注）札幌地検は、監禁や詐欺などの容疑で告発されていた札幌市白石区の「三丁目食堂」元経営者の女性を不起訴とした。監禁容疑については「嫌疑なし」とし、詐欺容疑では「嫌疑不十分」とした。（2009.8.13 朝刊掲載）（注）札幌地検は、「三丁目食堂」の経営者だった女性に対する、詐欺と監禁、労働基準法違反の容疑にあたるとした告発状を受理した。（2009.5.23 朝刊掲載）

【写真説明】三丁目食堂問題で記者会見する告発人の土本秋夫さん（左）ら

COPYRIGHT © The Hokkaido Shimbun Press.

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は、北海道新聞社またはその情報提供者に帰属します。また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。

札幌職親会解散＊「三丁目食堂」問題で

2009/03/12 (木) 北海道新聞朝刊全道(社会) 切抜 28ページ 301文字

知的障害者が過酷な労働を強いられたとされる札幌の「三丁目食堂問題」に絡み、同食堂の運営会社が加入していた社団法人・札幌市知的障害者職親（しょくおや）会（沢村重一会長）は十一日、同市内で臨時総会を開き、今月末での同法人の解散を正式に決定した。

総会では、事務局が「（同問題で）職親会のイメージが悪化し、障害者雇用促進の活動に支障を來した」などと解散の理由を説明。全員が解散を了承した。

この問題では、被害にあった障害者が民事訴訟を起こしている。このため法人解散後は精算法人で訴訟に対応し、残余財産約百七十万円は今後の訴訟費用にあて、最終的に残金が出れば、北海道障がい者職親連合会に寄付することも決めた。

COPYRIGHT © The Hokkaido Shimbun Press.

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は、北海道新聞社またはその情報提供者に帰属します。また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。

札幌職親会 3月に解散＊障害者雇用の経験引き継げ＊働く場、公的支援 まだ不足＊新たな組織づくりの動きも

2009/04/12 (日) 北海道新聞朝刊全道(生活・くらし) 切抜 写真 17ページ 1351文字

3月末で解散した、障害者を雇う中小企業などでつくる札幌市知的障害者職親（しょくおや）会。「職場」の「親」のはずの会員企業が、障害者に過酷な労働を強いたとされる「三丁目食堂問題」を起こしたことで、活動が行き詰まった。ただ職親会は障害者雇用に先駆的に取り組んできた歴史がある。「会の経験を引き継ぐべきだ」。福祉関係者からは、こうした声も出始めている。（中原洋之輔）

「事業主が個人の努力で障害者を雇用する『職親会』の使命は終わった」。札幌職親会の関係者はこう話す。背景にあるのが障害者自立支援法。3年前の同法施行後、公的な就労支援の仕組みが整いつつあるからだ。

「そうかもしれない。でも…」。同会副会長だった武田良夫さん（79）＝札幌市北区＝は思いを語った。

武田さんは同市内で製菓会社を経営している。1967年、中学校の依頼で、知的障害のある男子を受け入れた。これが障害者雇用の始まりだった。

多くの障害者を雇う中で、工場を抜け出したり、水をまいて商品をぬらすなど、さまざまなトラブルを経験した。それでも仕事を教え、生活習慣の指導もしてきた。「覚えた仕事はきちんとやる。助かりましたよ」と話す。

こうした事業者が集まり、70年代に任意団体を立ち上げ、94年に札幌市知的障害者職親会として財団法人となった。

武田さんは今も4人の障害者を雇用、1人は勤続30年以上に及ぶ。「『三丁目』は論外だ」と強調した上で、「多くの会員は、行政の支援が乏しく障害者差別の根強い時代から今も、障害者を雇い続けているんです」。

道によると、昨年5月現在、道内20地区に職親会があり、正会員の事業所は約850。障害者約1200人を雇用。その中で札幌は160事業所、約400人と最大だった。

全道の職親会でつくる北海道障害者職親連合会の清宮壹博会長（日高管内日高町）は「『三丁目』を受け、職親会というだけで白眼視され『やってられない』と言う会員も増えた。（最大組織の札幌の解散で）連合会の運営自体が立ち行かなくなる」と憂慮する。

さらに職親会が蓄積してきた「障害者雇用の経験と企業ネットワークまで失うのはもったいない」と、知的障害児者の親たちでつくる「札幌市手をつなぐ育成会」のある理事は言う。今春の高等養護学校卒業生のうち、一般就労は16%（道調べ）。働く場は、まだまだ足りないからだ。

この理事は「不祥事防止策を徹底した上で札幌職親会の元会員と親、養護学校、行政が一緒に雇用確保に取り組めないか」と提言。現在、複数の関係者が、新たな組織づくりを模索している。

*実践 今後に生かして

北星学園大・田中耕一郎教授（障害者福祉）の話 「国が知的障害者の雇用に取り組む前から、職親会は就労支援と生活支援を実践してきた。それは評価されるべきことだ。もちろん『三丁目』は許せない問題だし、職親会にも責任はある。しかし、地域住民や行政の無関心が背景にあることも忘れてはならない。今後は、自治体の障害者雇用対策に職親会の活動を位置づけるなど、職親会の経験を生かす取り組みがあつていいのではないか」

【写真説明】札幌職親会の臨時総会で、解散の議案はすんなり了承された。わずか1時間足らずで、約30年の歴史は幕を閉じた＝今年3月、札幌市中央区

COPYRIGHT © The Hokkaido Shimbun Press.

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は、北海道新聞社またはその情報提供者に帰属します。また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。

【続報注意】札幌地検＊障害者らの告発受理＊三丁目食堂問題＊「経営者に詐欺容疑」

2009/05/23 (土) 北海道新聞朝刊全道(社会) 切抜 31ページ 986文字

札幌市白石区の「三丁目食堂」で働いていた知的障害者四人が、無給で過酷な労働を強いられ、障害年金を横領されたとされる問題で、札幌地検は二十二日までに、食堂の経営者だった女性（80）に対する告発状を受理した。同地検は慎重に捜査した上で、立件の可否を判断するとみられる。

告発者は札幌の障害者支援団体の代表ら二十二人で、詐欺と監禁、労働基準法違反の容疑にあたるとして、今年二月、同地検に告発状を提出していた。

告発状によると、女性経営者は一九九四年から二〇〇七年にかけて、四人が食堂と寮から逃げられないよう不当に監禁し、賃金計約六千五百七十万円を支払わなかつたほか、障害年金約三千五百五十万円（推計）を詐取した疑いがある。

告発人代理人の八木宏樹弁護士は、「声を上げにくい知的障害者の弱みにつけこむ卑劣な犯罪。しっかりと刑事責任を追及してもらいたい」と話した。

告発者によると、知的障害者が年金や賃金を詐取されたり、虐待される事件は九六年以降、発覚しているだけで全国で七件。

道内では、札幌市の社会福祉法人の理事長が施設入所者の障害年金を横領したとして告訴されたが、札幌地検は昨年、嫌疑不十分で不起訴処分とした。

一方、奈良県の家具製造会社が知的障害のある従業員の障害年金を着服したとしたとされる事件で、奈良地裁は昨年七月、会社社長らに業務上横領などの罪で懲役二年の判決を言い渡している。

◇三丁目食堂問題◇

札幌市白石区の「三丁目食堂」に住み込みで働いていた知的障害者の男女4人が、給与を支払われなかつた上、障害者年金も横領されたとして、昨年2月、4人が食堂の運営会社などを相手取り、損害賠償を求める民事訴訟を起こしたことで明るみに出た。4人は1日12時間以上働き、休日は月に2日程度という過酷な生活だったとされる。食堂は2007年10月、閉店した。

◆続報注意

(注) 札幌検察審査会は、監禁や詐欺などの容疑で告発された札幌市白石区の「三丁目食堂」(閉店)の元経営者の女性を不起訴とした札幌地検の処分について「不起訴相当」と議決した。(2010.3.19 朝刊掲載) (注) 札幌地検は、監禁や詐欺などの容疑で告発されていた札幌市白石区の「三丁目食堂」元経営者の女性を不起訴とした。監禁容疑については「嫌疑なし」とし、詐欺容疑では「嫌疑不十分」とした。(2009.8.13 朝刊掲載)

COPYRIGHT © The Hokkaido Shimbun Press.

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は、北海道新聞社またはその情報提供者に帰属します。また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。

【続報注意】元経営者の起訴求め札幌検審に申し立て＊三丁目食堂問題

2009/10/21 (水) 北海道新聞朝刊全道(社会) 切抜 27ページ 374文字

札幌市白石区の「三丁目食堂」で住み込みで働いていた知的障害者4人が過酷な労働を強いられ、障害年金を詐取されたとされる問題で、札幌の障害者支援団体の代表ら22人が20日、詐欺や監禁の容疑で告発された食堂の元経営者(80)を不起訴とした札幌地検の処分は不当だとして、札幌検察審査会に審査を申し立てた。申立人22人は2月、札幌地検に告発したが、同地検は8月、嫌疑不十分などとして不起訴処分にしていた。

記者会見した代理人の八木宏樹弁護士は「知的障害者から真実を聞き出すには、被害者が信頼する人物を聴取に同席させるなどの配慮が必要」と話した。

◆続報注意

(注) 札幌検察審査会は、監禁や詐欺などの容疑で告発された札幌市白石区の「三丁目食堂」(閉店)の元経営者の女性を不起訴とした札幌地検の処分について「不起訴相当」と議決した。(2010.3.19 朝刊掲載)

COPYRIGHT © The Hokkaido Shimbun Press.

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は、北海道新聞社またはその情報提供者に帰属します。また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。

【続報注意】<暮らし今日・明日 2009取材メモから> 5＊障害者の権利＊ 当たり前の生活求め提訴

2009/12/24 (木) 北海道新聞朝刊全道(生活・暮らし) 切抜 10ページ 1008文字

障害者の権利が問われた一年だった。

11月16日。札幌地裁で、重度心身障害者の鬼塚朗（あきら）さん（31）=札幌市東区=が、車いすから意見陳述した。

「（新しい）ボランティアを募集しても来てくれない。みじめで不安定な生活で、人生を終えたくない」

3年前からマンションで一人暮らし。常に介護サービスが必要だが、1ヶ月330時間が同市の利用上限で、残りはボランティア頼みだ。このため、24時間の介護を求め、市を相手に、6月に訴訟を起こしたのだった。

基準を超せば全額自己負担。収入の乏しい重度障害者は施設か病院で一生暮らせーともなる。しかし、「自由の無い施設や病院はイヤだ」と鬼塚さんは言う。望まないことを押し付けるな、と。

同訴訟に先立つ2月には同じ支援者グループが、ある女性（81）を詐欺などの疑いで札幌地検に告発した。

札幌の「三丁目食堂問題」。住み込みで働いていた4人の知的障害者が無給で過酷な労働を強いられた、などとされる。女性は同食堂の経営者だった。

「4人は給料を渡されず障害年金をだまし取られた」と、告発後の会見で支援者らは指摘した。自ら望まぬ状況を強要されたという意味では、鬼塚さんのケースと変わらない。

結局、同地検の判断は不起訴。支援者らは10月、「判断は不当」として検察審査会に審査を申し立てている。

国の障害者政策の是非も問われた。

サービス利用料の一部を障害者自身に負担させる障害者自立支援法について、「応益負担」が憲法違反だとする全国訴訟だ。道内からは旭川在住の聴覚障害と知的障害のある川村俊介さん（29）が第2次訴訟に参加した。

9月の公判後、母親の和恵さん（57）は「できれば参加したくなかった」と言いつつも、「息子の将来を考えるとね」と親の思いを吐露してくれた。

その後、国は同法の廃止を明言、新法制定へ向け準備中だ。

来年は、これらの問題について、国や司法の判断が次々に示される一年となるはずだ。そこで喜びの声を取材できれば、と願っている。（中原洋之輔）

◆続報注意

（注）札幌検察審査会は、監禁や詐欺などの容疑で告発された札幌市白石区の「三丁目食堂」（閉店）の元経営者の女性を不起訴とした札幌地検の処分について「不起訴相当」と議決した。（2010.3.19 朝刊掲載）

【写真説明】24時間の訪問介護を求めて、札幌・大通公園周辺をデモ行進する鬼塚朗さん（先頭）と支援者たち＝7月12日

COPYRIGHT © The Hokkaido Shimbun Press.

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は、北海道新聞社またはその情報提供者に帰属します。また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。

元従業員4人に650万円＊「三丁目食堂」訴訟が和解＊札幌地裁

2011/02/28(月) 北海道新聞夕刊全道(社会) 切抜 11ページ 676文字

札幌市白石区の「三丁目食堂」（2007年閉店）の元従業員で知的障害者の4人が劣悪な環境で働かされ、障害年金をだまし取られたとして、食堂の経営会社などに計約5千万円の損害賠償を求めた訴訟は28日、札幌地裁（竹田光広裁判長）で和解が成立した。経営会社が労働・生活環境面で配慮を欠いたとして謝罪し、被告5者が総額約650万円を4人に支払う。

訴訟は食堂の寮に住み込みで働いていた30～50代の女性3人と男性1人が食堂の経営会社「商事洋光」（札幌）などを相手取り、08年と09年に起こした。

4人は13年間以上、食堂で皿洗いなどに従事したが、給料が払われなかった上、同社の経営者に障害年金を横領された、などと主張。同社側は「給料や年金は本人の了解を得て管理した」などと反論していた。

ほかの被告は、札幌市の補助金を受けて寮を運営していた社団法人・札幌市知的障害者職親（しょくおや）会＝09年解散＝と、経営者が原告の年金口座を開設していた北門信金（滝川）など。

この問題をめぐっては札幌の障害者支援団体代表らが09年、経営者を監禁や詐欺などの容疑で告発したが、札幌地検はいずれも不起訴とした。

和解成立を受け、原告代理人の西村武彦弁護士は「国は障害者を権利の主体とした形で障害者基本法を改正してほしい。そうなれば、4人の障害者が立ち上がったことがすばらしい成果になる」と話した。

一方、商事洋光は「自立した労働・生活環境を整える面で配慮が足りず、申し訳なかつた」とコメント。

北門信金は「今後、障害者の預金取引については本人の意思確認を徹底したい」としている。

COPYRIGHT © The Hokkaido Shimbun Press.

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は、北海道新聞社またはその情報提供者に帰属します。また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。